

防災・減災、国土強靭化対策と地域経済復興に向け た社会资本整備の更なる推進を求める意見書

近年、全国各地において激甚化した自然災害が頻発している。このような自然災害から国民の生命、安全を守ることのできる社会を実現していくためには、防災・減災、国土強靭化対策の推進が急務となっている。本年度は「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」の取組が最終年度を迎えるが、本市では対策の必要な箇所がいまだ多数存在しており、3か年緊急対策期間後も継続して取り組むことが求められている。加えて、既存の社会资本についても計画的・効率的に老朽化対策を実施し、本来持っている機能を維持することが防災・減災対策において必要となるが、老朽化が進んでいる社会资本が多く、対策を着実に実施するための予算が十分に確保できていないことから、災害時に被災しやすいなど、国土強靭化の支障となっている。

また、世界的に猛威を振るう新型コロナウイルス感染症への対策として、全国で緊急事態宣言が発令され、厳しいレベルの自粛要請が伴ったことにより、社会経済活動が停滞し、民間需要が落ち込むなど、特に地域経済へ深刻な影響を与えていている。今後は地域経済の復興に向けて、感染症への対策を万全にしながら早急に対応する必要があり、地域経済に広範な効果を得ることのできる公共事業の推進は経済対策として重要な役割を果たすと期待されている。

については、防災・減災、国土強靭化に資する社会资本の着実な整備と一日も早い地域経済の復興のため、地方公共団体が実施する公共事業において、必要な予算を安定的に確保し、さらに推進する必要がある。

よって、国においては、下記事項に特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1 防災・減災、国土強靭化対策を推進するため、「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」の期間延長、もしくは対策後に続く新たな措置を講じ、必要な予算を安定的に別枠で確保すること。

2 今回の「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」に含まれていない

社会資本の老朽化対策については、新たに対策として追加するなど、予防保全への転換に向け、計画的かつ着実な取組が推進できるよう特段の措置を講ずること。

3 地方の社会資本整備を着実に推進するため公共事業予算の安定的かつ持続的な総額を確保するとともに、地域経済の早期復興を図るため公共事業を含めた追加的な補正予算を編成すること。

その際、臨時交付金による地方負担軽減策を併せて講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 2年 9月16日

御 坊 市 議 会

衆議院議長	殿
参議院議長	殿
内閣総理大臣	殿
財務大臣	殿
農林水産大臣	殿
国土交通大臣	殿
内閣官房長官	殿
国土強靭化担当大臣	殿
内閣府特命担当大臣(防災)	殿